

資料編

資料編 目次

第1章 要綱	1
第1節 桜井市防災対策推進会議設置要綱	1
第2節 桜井市防災対策推進調整会議設置要綱	3
第3節 桜井市防災対策作業部会設置要綱	5

第1章 要綱

第1節 桜井市防災対策推進会議設置要綱

桜井市防災対策推進会議設置要綱

平成19年6月8日

訓令甲第10号

（設置）

第1条 桜井市における防災対策を一層推進するため、桜井市防災対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事務に関し桜井市防災対策推進調整会議（以下「調整会議」という。）に指示し、調整会議で検討及び調整された重要事項について決定を行う。

- (1) 桜井市地震防災対策アクションプログラムに関すること。
- (2) 桜井市地域防災計画の見直しに関すること。
- (3) 桜井市業務継続計画に関すること。
- (4) その他防災対策の推進に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、市長をもって充て、副委員長は、副市長、教育長及び理事をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議の運営）

第4条 推進会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

3 推進会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第5条 推進会議の庶務は、危機管理課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令甲第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令甲第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月29日訓令甲第5号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令甲第5号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日訓令甲第2号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日訓令甲第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

市長公室長
危機監理監
総務部長
福祉保険部長
すこやか暮らし部長
環境部長
都市建設部長
まちづくり部長
上下水道部長
教育委員会事務局長
議会事務局長

第2節 桜井市防災対策推進調整会議設置要綱

桜井市防災対策推進調整会議設置要綱

平成19年6月8日

訓令甲第11号

(設置)

第1条 桜井市における防災対策を一層推進するため、桜井市防災対策推進調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、桜井市防災対策推進会議から指示を受け、次に掲げる事務について検討及び調整を行う。

- (1) 桜井市地震防災対策アクションプログラムに関すること。
- (2) 桜井市地域防災計画の見直しに関すること。
- (3) 桜井市業務継続計画に関すること。
- (4) その他防災対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、副市長をもって、副委員長は、危機管理監をもって充てる。

3 委員は、委員長が指名する次長級及び課長級の職員をもって充てる。

(会議の運営)

第4条 調整会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 調整会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(部局防災対策推進調整会議)

第5条 調整会議に、各部局の専門の事項を調査・検討させるため、部局防災対策推進調整会議を置く。

(防災対策推進ワーキンググループ)

第6条 調整会議に、部局を横断する事項を調査・検討させるため、部局防災対策推進ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

2 ワーキンググループは、委員長の指名する関係課の職員で構成する。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、各関係課が協議の上定める。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、危機管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月29日訓令甲第5号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令甲第5号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日訓令甲第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

第3節 桜井市防災対策作業部会設置要綱

桜井市防災対策作業部会設置要綱

平成 19 年 6 月 8 日

訓令甲第 12 号

（目的）

第 1 条 桜井市における効果的な防災対策を検討するため、桜井市防災対策作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。

2 部会長は危機管理課長を、副部会長は危機管理係長をもって充てる。

3 部会員は、部会長が指名する主幹、副主幹及び係長の職員をもって充てる。

（部会の運営）

第 3 条 作業部会は、部会長が招集し、議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 作業部会には、必要に応じて部会員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第 4 条 作業部会の事務局は、危機管理課に置く。

（その他）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日訓令甲第 5 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日訓令甲第 5 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 13 日訓令甲第 8 号）

この要綱は、公布の日から施行する。